

日本福祉介護情報学会誌「福祉情報研究」に関する諸規定及び執筆要項

2004/02/10 理事会承認

2004/02/10 総会にて会員配布

2015/09/26 理事会承認

2016/12/09 理事会承認

2019/03/21 理事会承認

2019/12/08 理事会承認

I 学会誌規定

1. 本誌は日本福祉介護情報学会誌であって「福祉情報研究」と称する。2. 本誌は各年度毎に1巻以上刊行する。
3. 本誌は原則として本会会員の研究発表にあてる。
4. 本誌には、論文、研究ノート、調査報告、実践報告、資料解題、海外研究、書評、資料・文献収録、学会情報などの欄を設けることができるが、論文、研究ノート、調査報告、実践報告、資料解題（以下、論文等）は、原則として本会会員の投稿によるものとする。
5. 本誌は日本福祉介護情報学会誌編集委員会（以下、編集委員会）が行う。編集委員会委員は、代表理事が理事会の議を経て指名する。なお編集等の実務のため若干名の作業グループを補足することができる。
6. 「論文等」の原稿は別に定める執筆要項に従うものとする。
7. 「論文等」の原稿の投稿に際しては、その締め切り日において、本学会会員であることを要する。会員が代表執筆者である場合に限り、共同執筆論文の投稿を認める。
8. 「論文」の原稿の掲載の可否については、別に定める査読規定にもとづく査読結果を踏まえて編集委員会が理事会に提案を行い理事会が決定するものとする。「論文」以外の掲載の可否については、編集委員会が研究倫理上の問題の有無等を協議した上で理事会に提案を行い理事会が決定するものとする。
9. 海外研究、書評、資料・文献収録については、編集委員会が、個別に依頼及び編集を行う。
10. 本誌に掲載された著作物の著作権は、日本福祉介護情報学会に帰属する。ただし、著作者自身が使用する場合は、この限りではない。

II 査読規定

1. 本規程は、日本福祉介護情報学会誌である「福祉情報研究」に掲載する本会会員の投稿による論文の査読制度について定める。
2. 日本福祉介護情報学会誌編集委員会（以下、編集委員会）は、投稿された論文につき下記の手順により査読審査を行う。
 - ①第一次審査として複数の編集委員もしくは編集委員会が依頼する会員が査読を行い第二次審査の可否を決定する。
 - ②編集委員会は、第二次審査が可とされた論文について審査に当たる査読委員（原則として会員とするが必要に応じて非会員を充てることも可とする）2名を選定し審査を依頼する。
 - ③査読委員による論文の審査期間は1ヶ月とする。
 - ④審査のために査読委員に提出される論文原稿については執筆者の匿名性が保たれるように配慮し、査読委員についても匿名とする。
 - ⑤第二次査読における審査結果は、A・B・Cの3段階評価とし、A評価は無条件の掲載、B評価は査読委員からの訂正・改善要請に対応した修正がなされた場合に掲載、C評価は掲載不可とする。
 - ⑥B評価における訂正・改善要請は、おおむね1ヶ月以内に訂正・改善可能なものとし、査読委員より提出された訂正・改善要請を、査読委員の匿名性を確保したうえで、編集委員会が投稿者に伝達する。なお、編集委員会が、原稿の種別を研究ノート等に変更するよう要請する場合もある。
 - ⑦C評価の場合は、掲載不可となった理由を編集委員会が投稿者に伝達する。査読委員の承諾を得た場合は、審査内容を査読委員の匿名性を確保したうえで投稿者に伝えることができる。
 - ⑧第二次査読委員2名の審査結果が相違した場合は、下記の基準を参考に編集委員会が掲載の可否につき判断を行う。

査読委員1	査読委員2	結 果
A	A	掲載
A	B	修正後に再査読
A	C	第3査読委員または編集委員に査読依頼し、その評価結果を加えて決定
B	B	修正後に再査読
B	C	第3査読委員または編集委員に査読依頼し、その評価結果を加えて決定
C	C	掲載しない

- ⑨編集委員会は、第二次査読の審査結果にもとづいて修正されたB評価論文の学会誌掲載の採否を決定し、その結果を投稿者および査読委員に通知する。
- ⑩非会員の査読委員に対しては、別に定める謝礼を支払う。

Ⅲ 執筆要項

1. 本誌に発表する論文等は、いずれも他に未発表のものに限る。
2. 原稿は、この要項にしたがって執筆されたものであることとする。
3. 投稿締め切りは、原則として毎年10月末日（消印有効）とする。なお、変更する場合は、学会ホームページ、学会ニュースレターなどにより通知する。
4. 投稿する会員は、下記の規定に従って執筆した原稿のコピー3部を、編集委員会が指定する宛先に送付する。
5. 投稿された原稿の掲載については、別に定める査読規定にもとづいてその可否を決定し、投稿者に通知する。
6. 投稿原稿は、原則として、Microsoft社のWordで作成したものとし、図表・注・引用文献を含めて、縦置きA4判用紙に横書き、1ページ当たり40字×40行、上下余白15mm、左右余白30mmの様式で10枚以内とする。字体はMS明朝10.5ポイントを基本とするが、図表等についてはこの限りではない。
7. 図表は1点につき600字換算とし、図表を含む全体で16,000字以内を厳守すること。ただし1ページ全体を使用する図表については1,600字換算とする。
8. 投稿に際しては、査読審査のため、それぞれの原稿コピーに、後述する3枚の表紙をつけ、上部をホチキスにて2カ所綴じること。なお、本文にはタイトル（英文タイトル併記）のみを記載し、所属、氏名を記載しないこと。
9. それぞれの原稿コピーにつける表紙は、1枚目の表紙には、①タイトル、②原稿の種類、③所属、氏名（連名の場合は全員）、④連絡先を記入する。なお、原稿の種類は①論文、②研究ノート、③調査報告、④実践報告、⑤資料解題、から選択する。2枚目の表紙には、無記名にて、①和文抄録（400字以内）、②キーワード（5語以内）を記載する。なお、原稿の種類で、①論文を選択する場合は、3枚目の表紙に、無記名にて、①英文抄録（200語以内）、②英文キーワード（5語以内）を記載する。
10. 掲載決定の通知を受けた場合は、所定の期日までに、最終原稿（所定の様式の電子ファイル、および縦置きA4判用紙に横書きで印字した原稿）を、それぞれ編集委員会が指定する宛先に期限内に宛に提出すること。
11. 最終原稿は、事務局より連絡する様式にもとづき、Microsoft社のWordで作成することとし、レイアウトなどは執筆者が行うことを原則とする。ただし、編集上の必要に応じて、レイアウト等修正の要請、あるいは編集委員会による修正を行うことがある。また、図表等について、別途に作図などが必要な場合には、自己負担を求めることがある。
12. 投稿された原稿および電子ファイルは返却せず、発刊後2年間保存の上、廃棄する。

13. 文章の形式は、口語体、常用漢字を用いた新かなづかいを原則とする。注や文献引用の記述形式は、別添の「日本福祉介護情報学会誌『福祉情報研究』執筆要項〔記述形式〕」によるものとする。
14. 投稿原稿に利用したデータや事例等については、研究倫理上必要な手続きを経ていることを本文または注に明記すること。また、記述においてプライバシー侵害等がなされないように細心の注意をなすこと。
15. 投稿論文の査読は、著者名等を匿名にて行っているため、文献等の表記の際には、本人の著であっても「筆者」「拙著」等とせず、筆者名による表記とする。また、査読に対する回答の必要がある場合は編集委員会宛にこれを行う。